

会議録

<p style="text-align: center;">令和3年度 第1回市川市男女共同参画推進審議会</p> <p>開催日時 令和3年7月16日（金） 10時00分～12時20分</p> <p>開催場所 男女共同参画センター 5階 研修室AB</p>	
佐々木課長	<p>それでは、ただ今より、令和3年度第1回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。本日は、15名中13名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第5条第5項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。</p> <p>また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
委員一同	【了承】
佐々木課長	会議は公開することが決定いたしました。それでは傍聴人が入室します。
傍聴人	【入室】
佐々木課長	それでは、はじめに、会長及び副会長の選任でございます。こちらにつきましては、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第5条第1項において、「審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する」と規定されております。どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。
松本委員	和洋女子大学教授の大沼委員が適任かと考えます。
佐々木課長	大沼委員を会長にとのご意見が出ましたが、皆様いかがでしょうか。
委員一同	【異議なし】
佐々木課長	それでは、本審議会の会長は、大沼委員に決定させていただきます。
稲垣主幹	大沼会長は席のご移動をお願いいたします。
大沼会長	【移動、着席】
大沼会長	それでは次に、副会長を決めてまいりたいと思います。副会長につきましては、本日ご欠席ではありますが、前期副会長の聖徳大学の相良委員へ引き続きお願いしたいと思いますが、皆さま、いかがでしょうか。
委員一同	【異議なし】
大沼会長	それでは、副会長は相良委員に決定させていただきます。
稲垣主幹	ここで、大沼会長からご挨拶をお願いいたします。
大沼会長	ただいま皆様からの承認をいただきまして、市川市男女共同参画推進審議会会長を引き受けさせていただくことになりました、大沼と申します。どうぞよろしく申し上げます。本審議会では市川市の男女共同参画社会がさらに進んでいくことを目指して、様々な分野からご出席いただいている委員の皆様の様々なご意見を頂戴いたしまして、冒頭もありましたが、植草部長様が、今の市川市は男女がそれぞれの人権を尊重して、個性や能力を発揮していける社会の途上にある、ということですので、是非、各委員の皆様のご支援ご協力をいただきまして、少しでもより良い社会の実現ができるように、期待しております。皆様方のご支援ご

	協力をお願いいたします。私も会長として微力ながら最大限の力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。
稲垣主幹	ありがとうございました。 本日が第1回の審議会となりますので、委員の皆様にも順番に自己紹介をお願いできればと思います。係の者がマイクをお回ししますのでよろしく申し上げます。
秋元委員	一般社団法人市川青年会議所より出席させていただいております、秋元和子と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。
宇佐見委員	ハローワーク市川の求人企画部門で、事業所さんが募集される求人の受付や、イベント、面接会等の実施をしている部門を統括しております宇佐見と申します。よろしくをお願いいたします。
岡田委員	市川市保健推進員をしております岡田と申します。よろしくをお願いいたします。
門倉委員	市川人権擁護委員協議会の門倉と申します。よろしく申し上げます。
藏委員	市民委員の藏と申します。普段は千葉県で通訳をしております。よろしくをお願いいたします。
佐々木委員	市川市公立学校長連絡協議会から代表で出席させていただいております、第七中学校の佐々木でございます。よろしくをお願いいたします。
佐野委員	昭和学院短期大学の佐野と申します。よろしくをお願いいたします。
谷内委員	市川市社会福祉協議会の常務理事をしております谷内と申します。よろしくをお願いいたします。
中村委員	市川商工会議所中小企業相談所、中村きよみでございます。よろしくをお願いいたします。
西依委員	西依と申します。国際交流協会に所属しておりますが、やってきたことは、外国人に日本語を教えるというボランティアをメインで、今も週3回でやっております。そこは詳しいかと思えます。よろしく申し上げます。
松本委員	市民委員の松本と申します。普段は東京都内で会社員をしております、それとは別に、江東区の男女共同参画推進センターで、毎年1回男女共同参画フォーラムという、講演会や学習講座を集めたイベントをしておりますが、そちらのボランティアとして実行委員として関わらせていただいております。今年もやりますので、ご興味があればいらしてください。市川市の審議会委員は2期目になります。どうぞよろしくをお願いいたします。
本橋委員	千葉県弁護士会京葉支部弁護士の本橋と申します。市川市の女性のための無料法律相談の相談員を担当させていただいております。よろしくをお願いいたします。
稲垣主幹	ありがとうございました。続きまして事務局の紹介もさせていただきます。 多様性社会推進課長の佐々木でございます。
佐々木課長	改めまして佐々木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
稲垣主幹	多様性社会推進課の東でございます。

東副主幹	東と申します。よろしくお願ひいたします。
稲垣主幹	同じく多様性社会推進課の鈴木でございます。
鈴木主任	鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
稲垣主幹	改めまして稲垣です。よろしくお願ひいたします。 それでは、これ以降の議事進行につきましては大沼会長にお願ひしたいと思ひます。会長、どうぞよろしくお願ひいたします。
大沼会長	委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。 それでは、次第により会議を進めます。 議題 1 「市川市男女共同参画基本計画第 7 次実施計画の年次報告について」です。事務局から報告をお願ひします。
佐々木課長	それでは、市川市男女共同参画基本計画第 7 次実施計画における令和 2 年度の年次報告書についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。 資料 1 をお願ひします。 本日の報告は、市川市男女共同参画社会基本条例第 9 条において、本計画における施策の実施状況は、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする」と規定されておりますことから、ご報告をさせていただきます。 2 ページをご覧ください。「年次報告に関する説明」です。 第 7 次実施計画の年次報告は、進行管理事業について、目標値とその実績から、「十分達成できた」から「不十分だった」までの 4 段階で評価をすることとしております。 次に、3 ページの体系図をお願ひします。 こちらは、市川市男女共同参画基本計画の体系図となりますが、主要課題が 8、個別課題が 24、施策が 78 に体系化されており、この基本計画に基づき、第 7 次実施計画が策定されております。第 7 次実施計画では 95 の事業を設定しており、そのうち、他の関連計画等に進行管理を委ねている関連事業が 67 事業あります。第 7 次実施計画で進行管理していく 28 の事業について、その概要を 4 ページから 7 ページに一覧でまとめております。 それでは、8 ページをご覧ください。 主要課題ごとのまとめで、市川市 e モニター制度によるアンケート項目を成果指標とし、それに係る令和 2 年度の結果およびその達成率を記載しております。なお、主要課題 1 のみ、対前年度上昇率を達成率としております。 主要課題 1 あらゆる分野への男女共同参画の促進では、調査時の令和元年 10 月の現状値 24% に対し、結果は 23% と、1 ポイントその割合を下げる結果となりました。「市の施策や社会のあらゆる分野において『男女共同参画が進んでいる』と思う人の割合」という、この成果指標は、第 7 次実施計画より新しく採用したものです。今回、「そう思う」と回答する人の割合は 23% でしたが、「わからない」と回答する人の割合は 41% であり、「そう思わない」と回答した 36% を上回る結果でありました。 主要課題 8 において、「男女共同参画社会」という用語の認知度が比較的高い

ことに鑑みますと、「男女共同参画」が市のどの政策に、どのように取り入れられているのか、また社会のどの分野においてどの程度浸透しているのか、ということが分かりにくいことに原因があるように分析します。

「わかりやすい」という着眼点につきましても意識をしつつ、今後の講座等の企画をしてまいります。

次に、主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進では、成果指標の目標値16%に対して、結果は13%の方が「男女の地位は平等になっている」と回答し、現状値と全く同じ結果となりました。

e モニターアンケートでは、「男性が優遇されている」と感じている方が約69%を占めており、これは、前回の65%を上回る結果となっております。次世代を見据えた男女平等教育の推進や、情報の発信により、男女の地位が平等であると実感できる人が増えるよう、また、社会制度や慣行が男女の活動の選択に対して及ぼす影響が、できる限り中立的なものとなるよう、今後も様々な機会を通じて啓発を行ってまいります。

次に、主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現では、成果指標の目標値75%に対し、72.6%の方が「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っているという結果となりました。現状値を上回ることができましたが、目標値には及ばない結果となっております。

ワーク・ライフ・バランスとは、ご承知のとおり、個人個人の仕事と生活の調和の先にある、人生の各段階に応じた多様な生き方を選択できる社会制度を目指す取り組みです。より多くの人に、まずは知っていただく取り組みから、今後も継続して行なってまいります。

次に、主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実では、成果指標の目標値49%に対し、50.5%の方が「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えに反対する、という結果となりました。

当該項目では目標値を達成すると共に、現状値から大きく結果を伸ばすこととなり、性別役割分担意識の解消が、各世代において徐々に浸透してきていることの表れと捉えております。

しかしながら、まだ、約5割の方が、夫は外で働き、妻は家を守る方がよいとの考えであるとも言えることから、引き続き幅広い世代に対し、周知と啓発を継続してまいります。

次に、主要課題5 生涯を通じた健康支援では、成果指標の目標値及び結果ともに70%となり、多くの方が健康のために何らかの取り組みを行っていることがわかりました。今後も、健康増進の観点から、保健センターとの協働により、市民の健康の保持増進の支援をさせていただきます。

次に、主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶では、成果指標の目標値100%に対し、95.7%の方がDVは人権侵害である、と認識していることがわかりました。人権侵害の認識や、DVを含む暴力は決して許されるものではない、との考えが着実に浸透してきていると実感できる結果となりました。今後もより多くの方に正しい知識を持っていただけるよう、啓発に努めます。

次に、主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進では、成果指標の目標値 62%に対し、53.7%の方が「市川市は外国人が安心して暮らせるまちである」と考えている、という結果となり、現状値を大きく下回る結果となりました。間もなく開催されます東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、国際交流、国際理解に対する気運の高まる時期ではないかと考えます。これを良い機会ととらえ、多文化理解の先にある、生活者としての外国人の安心安全や人権への配慮が推進されるよう努めます。

最後に、主要事業8 男女共同参画を推進する体制の整備では、成果指標の目標値 86%に対し、87.8%の方が「男女共同参画」という用語を知っている、という結果となりました。「男女共同参画」の必要性について、啓発紙や講座、講演会などを通じて今後も広く周知してまいります。

続きまして、9 ページをご覧ください。

9 ページ以降につきましては、個別の事業報告となっております。

それぞれの事業において、計画期間である3カ年の進行状況を比較できるように作成するもので、令和2年度は3カ年の初年度となります。

個々の進行管理事業についてご説明させていただきますが、重点事業、新規事業および女性活躍推進法の推進計画の実施事業として位置付けられている事業を中心に、抜粋でのご説明とさせていただきます。

9 ページをお願いいたします。

1 各種審議会等への女性委員の登用の促進です。

令和2年4月1日現在の女性委員の割合が、29.8%であったことを受け、目標数値に達していない審議会等に対し、改善計画書の提出を求めました。残念ながら、女性委員のいない審議会等も存在しています。今後も、委員の改選時期等、適切なタイミングで要請を行い、女性登用が促進されるよう、積極的に働きかけを行ってまいります。

2 女性職員の管理職登用の促進です。

女性職員の上位職昇任への意識啓発として、令和2年度は、女性職員のうち主幹職を対象に「女性職員研修」を実施する予定でしたが、緊急事態宣言の発出を受け、開催を見送っております。

しかしながら、試験制度の見直しを図られたこともあって、管理職昇任試験における女性の割合は、上昇傾向にございます。結果、微増ではありますが、市職員における女性管理職の割合が上昇いたしました。

女性職員研修による意識改革と並行し、働きやすい職場環境の整備に取り組むことで、管理職昇任試験受験者の増加を目指すとともに、ロールモデルについても増やしていきたいと考えております。私の職場にも女性職員が多くおります。私からも働きかけを行いたいと思っております。

10 ページをお願いします。

3 市川市女性人材登録台帳活用の促進です。

令和2年度におきましても、開催のあった講座やセミナーの講師等に、女性人材台帳への登録を依頼した結果、新規登録者を増やすことに繋がりました。しか

しながら、令和2年度は、緊急事態宣言の発出を受け、男女共同参画センター自体の利用制限があったことから、台帳の閲覧はございませんでした。

台帳への登録者を増やすとともに、より利用しやすい台帳となるよう整備を行い、積極的な活用が図られるよう今後も働きかけを行ってまいります。

4 市職員への男女共同参画に関する研修の実施です。

令和2年度にオンラインにて実施した、ふたつのワーク・ライフ・バランス講座では、市の職員も受講可能な講座といたしました。市職員全体で男女共同参画の意識の底上げをはかれるような研修等を、今後も実施してまいります。

11 ページをお願いします。

5 政治分野における男女共同参画推進のための情報発信です。「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」が、平成30年5月23日に交付、施行されたことを受け、第7次実施計画での新規事業として位置づけたものです。

法律の概要といたしましては、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や政党等が、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められております。

皆様ご承知のとおり、さきほど部長からの話にもありましたが、ジェンダーギャップ指数において、日本の順位を引き下げていることの大きな原因のひとつは、この政治分野における男女格差であります。

今年の6月には、先ほどの法律の一部を改正する法律が施行され、「セクハラ、マタハラ等への対応」が新設されるなどの改正がございました。

また、6月の市川市議会におきましては、市川市議会会議規則の一部改正が可決されております。これまで、第2条の「欠席の届出」におきまして、「事故」、「出産」、「配偶者の出産時」という文言のみの記載でありましたが、今回の改正により、「公務」、「疾病」、「育児」、「看護」、「介護」等の文言が付け加えられました。このように、国や市川市議会におきましても、議員の両立支援体制が図られつつあります。

多様性社会推進課では、そういった国の動向や市の取り組みについて、本事業をとおり、引き続き情報発信を行ってまいります。

12 ページをお願いします。

7 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信です。

令和2年度は、情報紙を4回発行したほか、「男女共同参画週間」「DV防止強化月間」「人権週間」に合わせ、広報紙やWebサイト上での情報発信を行うとともに、実施予定の講座や、イベントに関する情報提供を行いました。これは非常に有効でございます。今後もより多くのツールを活用しながら、情報発信を行ってまいります。

13 ページをお願いします。

10 発行物における表現の配慮に関する情報の発信です。

メディア等で発信される情報や表現の中には、現在でも、固定的性別役割分担

を見て取れることがしばしばございますが、女性だけが家事や育児をする描写のテレビCMや発行物にはたちまち抗議が殺到するなど、世論は今、男女差別と感
じることに對して敏感となり、その問題意識は社会的にも共有されるようになって
きております。

子育て世代の女性も働く時代となり、専業主婦が家庭にいることを前提とした
既存のシステムが成立し難くなってきております。そういった時代背景に則した
配慮がなされるよう、第7次実施計画での新規事業に位置づけました。

今後も継続した情報発信により、啓発を行ってまいります。

14 ページをお願いします。

11 L G B Tに関する理解促進のための啓発です。

本事業は、第7次実施計画における重点事業並びに新規事業として位置付けて
おります。同性婚に関する訴訟が全国各地で提起され、3月には大変話題になり
ました、札幌地裁で画期的な判決が出されたことは、皆様の記憶にも新しいこと
と思います。

多様な生き方が認められ、誰もが暮らしやすい世の中となるよう、多様性社会
推進課では、主に人権の見地から、情報紙や講座の実施を通じて、理解促進と差
別の防止に関する周知啓発を継続してまいります。

17 ページをお願いします。

17 就労支援に関する講座等の実施です。

令和2年度は、復職や求職を検討している女性を対象に、パソコン操作に関する
セミナーを、オンラインにて開催いたしました。その他、育休復帰を目指す女
性を対象に、育児と仕事の両立や、周囲の協力体制の築き方等、円滑な職場復帰
を支援するためのセミナーを、こちらもオンラインにて開催いたしました。

女性活躍推進法を踏まえ、ハローワークや関係部署、支援団体と連携しながら、
より有益な講座となるよう今後も内容を工夫して実施してまいります。

18 事業所等へのワーク・ライフ・バランス推進啓発です。

この事業は、事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の
推進に関する啓発を行うもので、令和2年度は、「ペップトーク講座」と「時短
家事講座」を、オンラインにて実施し、いずれも、市民、企業、市職員を対象と
いたしました。今後も、庁内外の関係部署や関係団体と連携し、ワーク・ライフ・
バランスの推進に取り組んでまいります。

18 ページをお願いします。

19 市職員へのワーク・ライフ・バランス推進に関する情報発信です。

主に職員課が主体となり、「職員みんなで支え合い計画」に基づく情報発信が、
11項目で実施されました。職員に対しての、妊娠出産時における休暇や、その他
の休暇取得に関する制度の周知や、ノー残業の周知等です。

令和2年度は、同計画における数値目標に対し、男性職員の育休取得の項目に
ついては良い結果となったものの、超過勤務と年次休暇取得の項目では目標達成
に至っておりません。

長時間労働の是正や、年次有給休暇の積極的な取得など、職場環境を改善しな

	<p>がら、市職員が安心して就労を続けられるよう取り組んでまいります。</p> <p>21 ページをお願いします。</p> <p>26 外国人への相談対応です。</p> <p>資料に不備がございまして、事業名の欄に記載がございませんが、本事業は、第7次実施計画における重点事業、並びに、新規事業となります。</p> <p>資料の不備につきまして、この場でお詫びして訂正申し上げます。</p> <p>1つ前の第6次実施計画では、在住外国人と日本人の交流機会の提供を目的として、参加型による異文化交流会等を事業内容としておりましたが、今計画では、生活者としての外国人に目を向け、外国人の人権に配慮した取り組みを実施することといたしました。</p> <p>男女共同参画センターで実施している「女性のためのあらゆる相談」では、外国人の方から寄せられるご相談が少なくない状況となっております。このような現状を踏まえまして、相談時の通訳者派遣にかかる費用を予算計上し、令和2年度は、5人の外国人の方に対する相談支援を実施いたしました。</p> <p>言語だけではなく、文化の違いにも配慮した相談支援を行えるよう、継続して情報収集とスキルアップをはかってまいります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
大沼会長	<p>事務局からの報告は終わりました。</p> <p>何かご意見はございますか。</p>
松本委員	<p>いくつかあるので、他の委員の方のご意見もうかがいながら少しずつお話していきたいと思えます。</p> <p>まず、外国人在住者の方への相談ですが、広報にも相談窓口で載っていたかと記憶しています。今回ご報告いただいたのは、女性ということですが、こちらはDVについての相談なのでしょうか、それとも全般についての相談になりますか。</p>
東副主幹	<p>ありがとうございます。</p> <p>こちらのセンターの中で設置している、女性のためのあらゆる相談の中で、DVも含めた女性からのあらゆる相談、一般相談も含めてということになります。</p>
大沼会長	<p>その他、ご意見のある方。</p>
西依委員	<p>最初の大項目の主要課題で、健康とDVというのは、この審議会で論ずることができるのか、違和感があります。DVは犯罪です。個人的な感覚かもしれませんが、この審議会で議論するのは、皆の意識を高めるとか少し改善をしていくとか、理解、意識の問題ではないかと思っていました。DVとなると犯罪。これは根絶するしかないということだろうと思うので、ここでDVについて話すことがぴんと来ない。DVはDVでとても大きな問題なので、根絶するべく、取り締まるべく、そういったレベルで解決していくのではないかと考えております。</p> <p>それと健康も大切な問題ですが、ここに含まれる話なのかと、もっと大きい問題ではないかと。このふたつは個人的に違和感があります。別でやらなくては無理なのではないかという気がしました。</p>
大沼委員	<p>事務局からご説明をお願いします。</p>

東副主幹	<p>ありがとうございます。</p> <p>まずDVについてですが、委員の仰るとおり犯罪につながる重大な事項なのですが、男女共同参画計画の中では、DVの被害者にも加害者にも傍観者にもならないという形で、周知啓発を行っていきたいという趣旨で、計画の中に載せているところです。</p>
西依委員	<p>男女共同参画というカテゴリーに入るのかというところがわかりません。市民の意見を出して議論するものなのかというところが、わからない。</p>
松本委員	<p>もちろんDVが実際に起こった時は、刑法の犯罪行為に当たるので、警察の方に協力していただいて、ということですが、個人の、刑法に引っかけられないがDVだということもあります。私個人は父親から暴言を吐かれたことがたくさんありました。これは果たして刑法上、もしくは条例で犯罪行為に出来るかというところではないです。ただ、虐待というレベルには該当すること。そういったことが起こる原因を考えると、男性中心社会というのが根本にあるので、男女共同参画を進めていくことで、DVが起こりにくい社会を作っていくということに繋がります。やはり男女共同参画推進審議会で取り上げるべきテーマだと私は考えます。</p> <p>健康についても医療的などところもありますが、女性に対するヘルスケアで言うと、婦人科検診の受診率が低い問題や子宮頸がんワクチンの接種が進んでいない問題があって、男女差別というところに起因したヘルスケアの不備はまだあるので、そういったテーマとして考えていただきたい。</p> <p>ゆくゆくは皆ひとりひとりの個人が、幸せに暮らしたいというところが一番の目標があって、個々人が自分の体を労わる、ケアする、適切な医療を受け、もし必要であればジムに通ったり、スポーツをしたり、体を動かしたり、個々人が幸せに生きていくためには必要などところだと思います。</p>
西依委員	<p>よくわかります。虐待もDVの一部である、男女共同参画に端を発している可能性はあります。男女共同参画の意識が低いがためにDVに結果的には繋がるといことはありうると思います。ただ、DVそのものをここで論じることはできない、ということ相変わらず消えません。</p>
藏委員	<p>DVについて私は8年間、DV加害者更生のボランティアとして活動してきました。DVは通常、私たちの中で一般的には暴言、暴力。しかし、DVは支配関係です。暴言暴力は支配関係のためのひとつの手段です。私に関わったのは、500人から1,000人くらいいますが、その人たちは、自分は暴言だけでそれはDVに当たらない、と言います。実際には精神的なDV。本人は自覚がないのでやってしまう。子どもの前で夫婦喧嘩をすると面前DV。すると今はすぐ児童相談所に保護される。今までのDVの意識と少し違うことがあまり認識されていない。男女共同参画の講座もいろいろあるので、知識を少しずつ広げていく。</p> <p>また、被害者も被害に遭ってもDVかどうかわからない。恥ずかしい、人に相談できない女性はたくさんいる。私たちの仕事として、こういった知識を少しずつ皆さんの中に普及させていければDVは減る、あるいは根絶することに繋がるとは思いません。</p>

<p>松本委員</p>	<p>2年前の審議会でも話したことですが、ひとつにはDV当事者でない周りの人も、相談を受けた時に、「それはDV、我慢してはいけない」と声かけできることでも早期発見になりますし、それからもっと大きな暴力へ発展することを止めることができます。DVはいけないということと同時に、どうしたら良いコミュニケーションが取れるかということにも問題意識は向いていきます。それも含めて、市川市のペップトーク講座が良かった話もしました。交通事故のヒヤリハットがありますが、小さなところから見つけていく、なくしていくことが重大な事故を防ぐことに繋がります。DVは一部の特殊なことではなく、誰もが被害者になりえるし、場合によっては加害者になりえるし、周りの人が声かけをしましょう、相談の窓口に繋げていきましょう、という機運を作っていくことが重要だと考えております。</p>
<p>西依委員</p>	<p>よくわかるのですが、親の子に対する、夫の妻に対する私物化、根本的にはそういうことだろうと思いますので、よくわかります。ただ、この審議会です手に負えることなのか、ということが分からないところです。</p>
<p>藏委員</p>	<p>先ほど、松本委員が仰ったように、ケガやストーカーなど、犯罪になる前に私たちの予備知識の普及によって、それを自覚して防ぐことができます。DV加害者は、「自分は手も出していないし、暴言も吐いていない、黙っている。お金を渡さないだけ、これがなぜDVなのか」というように自覚がない。</p> <p>一方被害者も同じで、最初は生活費をもらえているが、機嫌が悪くなると減っていく、減らされていく。私が働くべきなのか、私が悪いのかと思う。しかし子育てですぐには働けない。抱えることが多くてどこに相談して良いのかわからない。そういう人たちに私たちが少しでも知識を与えることができたなら、ひとつの家庭、もっと多くの家庭を救えるのではないのでしょうか。特に子どもたちは、二次被害、三次被害を受けずに済むのではないかと思います。</p>
<p>西依委員</p>	<p>そのことは否定しません。ただ、この課題だけでもとても大きな課題です。男女共同参画も、ワーク・ライフ・バランスも大きい問題です。それから、外国人の市民活動も非常に大きな問題で、全体のボリュームが果たしてそれで良いのかということです。ただ、重要性等については全く否定しません。当然重要な問題です。本当にこの審議会の手にも負えるのか、ということが分からなかったところです。</p>
<p>松本委員</p>	<p>DVの問題にしても、男女共同参画の問題にしても、短期的に解決する問題ではなく、男女差別の面でも何世代も重ねないと解決していかない問題だと思います。児童虐待に関してはジェネレーションファイブという言葉があつて、5世代かけてようやく虐待の連鎖を食い止められるという考え方があります。</p> <p>扱えるとすれば、もちろん警察との連携や医療機関との連携もとても大事です。この任期2年の委員のうちに根絶できる問題ではなくて、時間をかけて少しずつやっていくことになります。海外で日本より男女差別の厳しい地域もありますが、そういったところで男女差別をすぐに無くせるかということ、女性の名誉殺人の問題だって、すぐには無くせない問題です。やはり時間をかけて少しずつ社会全体を変えていかないとならない。かといって長期的に何十年かけてやらなく</p>

	てはいけないことをやらない訳にはいかないと思います。
西依委員	それも否定しません。本当にこの審議会で良いのかというのは疑問です。DVはこれだけ大きな問題であれば、それだけ別の委員会で議論したり、ということではないのかと思っています。
門倉委員	単純に国や県の体系図に主要課題として挙がっていて、そこから出てきているのではないかと理解しています。 DVについてはもうひとつDV防止実施計画があります。これが出てきたのは、男女共同参画計画だけではとても収まりきらないことだから、という理解です。確かにとても大きな問題ですが、そういった考えの中で出てきているものだと、その中でこの審議会で取り上げられるものを行っているのだと、考えておりました。
西依委員	資料ボリュームからしても同じ。というくらいDVが大きくなっている。本来の男女共同参画や差別を徹底的になくすとか、それもとても大きな話です。何年もかけなくてはならない。なので、一緒にやっていくことは良いのか悪いのか、という問題提起です。
門倉委員	単純に課題として降りてきたものを取り上げてやっていくという理解です。
松本委員	2年前の審議会でDVについて話をし、ケーススタディであったり過去に相談された案件について、DVの相談担当の方たちと振り返りをしましょうという話をさせていただいた。今回それを取り入れた形で出して下さりありがとうございます。委員として発言することは気軽に言えてしまうことですが、それを実現するのは大変だと思います。普段、仕事をしていても、仕事のやり方を変えますと言う方は簡単ですが、やる現場は大変なところがある。そういった中で、2年前の審議会で発言した内容を取り入れて下さっている。例えば男性の育児休暇にしても、なるべく有給休暇で1週間程度休めるようにして、介護や育児の必要がない人でも気軽に1週間くらい休めるようになると、お互い協力していきましようという雰囲気になると話しました。今回それを反映していただいて報告いただいております。
大沼会長	貴重なご意見ありがとうございました。 出てきた案件として、前回の審議会で意見を出し合っていました。 DVや健康に関する問題について、新たな問題提起を西依委員よりいただいております。
西依委員	私はやはりわかりません。健康だけでもとても大きな問題です。 それほど回答に時間のかかることではないように思います。
大沼会長	事務局からお願いします。
東副主幹	ありがとうございます。 さきほど門倉委員からもお話がありましたが、市川市の男女共同参画計画を作るにあたって、まず国の男女共同参画計画がございまして、そちらから同じようにおろしてきて市川市バージョンとして作った計画なのですが、さきほど植草部長からもありましたが、昨年12月に作られた国の第5次の男女共同参画計画基

	<p>本計画の中に、11分野あります。第7分野には生涯を通じた健康支援というものがございませう。西依委員の仰るように、この会議の中だけで全てに対応できると思わないのですが、皆さんのご意見をいただきながら、今市川市で何をすべきか、何ができるかを議論をさせていただければと思っております。</p>
谷内委員	<p>DVに関しても健康に関しても同じだと考えますが、この審議会ですべてを審議するということではないと思ひます。1番上に市の総合計画、そこからおりてきて、高齢者、保健など、様々な計画の中で細部に渡りいろいろな事業を行っております。この男女共同参画の計画の中では、男女共同参画の視点の中での健康を考えていく、DVを考えていく、ということだと思ひます。全てこの審議会ですべてを審議するものではないと私は考えております。</p>
大沼会長	<p>谷内委員、ありがとうございます。 議事を進めさせていただきたいと思ひます。 松本委員お願いします。</p>
松本委員	<p>まず在住外国人の方へのアンケートは取られているのか、ということと、もし、取られているのであれば、また次回の審議会ですべてを教へていただければと思ひます。ニュースで、世界の住みやすい都市のランキングが毎年発表されているのですが、昨年まではオーストリアのウィーンが1位でした。ウィーンは私も行ったことがあるので、納得の結果です。2021年のアンケート結果としては、1位がニュージーランド、2位が大阪、5位が東京と、日本の都市が上位にランクインする結果となりました。コロナをふまえて、住んでいらっしゃる外国人にとっても評価基準が変わり、コロナの前は日本はそれほど良い評価ではなかった。コロナの後、日本は医療体制がそこまで酷くはならなかった、差別が無かった、というところに気づかれたのかもしれない。アフターコロナで在住外国人当事者にアンケートを取っていただきたいと思ひます。</p>
西依委員	<p>在留外国人のアンケートについて、「市川市は外国人にとって安全な市だと思ひう」という回答は外国人の方から得た回答ではないのですか。</p>
東副主幹	<p>eモニターアンケートに登録いただひている方からの回答ですので、外国人の方もいるかもしれないし、いないかもしれません。その内訳がわからないところです。</p>
西依委員	<p>モニターは何人くらいいらっしゃるのですか。</p>
東副主幹	<p>登録全体の数はわからないのですが、今回お答えいただひたのは1,100名程度です。</p>
西依委員	<p>内訳はわからないということですね。</p>
大沼会長	<p>ほかにご意見はございませうか。</p>
松本委員	<p>男性の育児休暇に関して、3日間の取得を約9割の方が取得されたということは素晴らしいことだと思ひます。日本では近親の方が亡くなった時は忌引き休暇を取るのが当たり前になっていますが、子どもが生まれたら休むのも当たり前になっていけたら良いと思ひます。男性の育児休暇について2019年のデータですと、日本全体で7.5%ですので、市川市が18%というのは素晴らしい数字だと思</p>

	<p>います。残業の削減にも取り組んでいただけて素晴らしいと思います。ワンオペで育児をやっている主婦の方の意見の中には、育児休暇を取らなくても良いので、それよりも定時で帰ってきてもらえるほうが有難い、夫が帰ってくれば子どもを任せられる、家事をやってもらえる、ということが支えになっています、という意見もありましたので、残業を減らす、有給休暇を取り易くするという事に取り組んでいただけるのは有難いことと思います。</p>
大沼会長	<p>他にご意見はございますか。</p>
西依委員	<p>気になったことなのですが、ターゲットは市役所のみですか。一般企業等への調査や例えば先生など、そういった課題はないのでしょうか。まずは市役所からという段階でしょうか。</p>
東副主幹	<p>ありがとうございます。 今の取組をお示ししているのは、市役所の内部ということです。市民の方や企業に対しては、講座への参加の呼びかけという形で、啓発をさせていただいているところです。</p>
大沼会長	<p>他にご意見はございますか。</p>
西依委員	<p>年次報告書の 10 ページ左側です。単なる言葉の問題ではないと思いますが、「男女共同参画の視点から見た効果」において「能力のある女性を活用すること」という表記があります。この言葉は引っかかります。「活用」という言葉は活用する側の、「男が活用する」といったニュアンスを含んでいるように感じます。「公平な活躍の場」であるとか、そういった表現が相応しいのでは。言葉だけの問題ではないような気がしております。</p>
東副主幹	<p>ありがとうございます。 修正してまいります。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。 その他ご意見はございますか。</p>
松本委員	<p>女性活躍推進の話とも関わるのですが、さきほど佐々木課長から、ご自身のほうからも昇進試験についてお声がけをされているというお話がありましたが、私も民間の会社で働いていて、上司から声をかけていただくこと、「あなたは昇進、出世すべき」と評価をいただくことはとても励みになります。私の会社でも 50 代以上で管理職に就く方はほとんどが男性ですが、私と同世代の 30 代や下の 20 代では女性も増えてきている中で、女性もゆくゆくは昇進していく、管理職に就いていく、その中で、男性の上席から良い声がけをいただくのは大きな励みになります。とても素晴らしいことで是非市川市役所の中で、また他の企業さんの中でも取り入れていただけたら良いなと思います。</p>
大沼会長	<p>ご意見ありがとうございました。 他にございますか。 それでは、様々なご意見を最初からいただきましたこと、ありがとうございます。本日意見のあったところを修正、調整し、皆様にご確認いただいたのち、公</p>

	表するということによろしいでしょうか。
委員一同	【了承】
大沼会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続きまして、議題2「第4次DV防止実施計画の年次報告について」です。事務局から報告をお願いいたします。</p>
佐々木課長	<p>それでは引き続き、着座にて失礼いたします。</p> <p>資料2に基づき「第4次DV防止実施計画」における、令和2年度の年次報告書についてご説明いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>「第4次DV防止実施計画」は「第7次実施計画」の一部分でもありますので、進行管理事業につきましても、条例第9条に基づき、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するもの」とされております。</p> <p>なお、進行管理事業の評価や年次報告書の構成は、「第7次実施計画」と同様でございます。</p> <p>3ページの体系図をご覧ください。</p> <p>本実施計画は、「DVの根絶」を基本理念とし、4つの基本目標、9つの取組の方向、そして、28の事業に体系化されております。</p> <p>続きまして、4ページをお願いいたします。</p> <p>4ページから7ページでは、28の事業の概要を一覧でまとめております。</p> <p>次に、8ページをご覧ください。</p> <p>基本目標ごとのまとめで、市川市e-モニター制度によるアンケート項目を成果指標とし、それに係る令和2年度の結果および対前年度上昇率を掲載しております。</p> <p>1DVを許さない社会づくりは、「DVを許さない社会的風潮が高まっていると思う人の割合」を成果指標としており、令和2年度の結果は、令和元年度の63%に対し、50.8%と、19.4%下降する結果となりました。</p> <p>DVについては、DV防止法の制定など制度設計が進むことで、社会的に広く認知されてきており、e-モニターアンケートでの、DVの認知度を問う設問では、93.9%の方が「DVを知っている」と回答しております。</p> <p>さらに「DVを知っている」と回答した方のうち、95.7%の方が「DVは人権侵害である」と回答しております。DVの内容について広く理解されているのであれば、そこからさらに一歩踏み込んで、「DVを許さない」ということに、発想を繋げることができるような、効果的な周知に努めてまいります。</p> <p>2安全で安心できる相談体制の充実では、「市のDVに関する相談窓口が充実していると思う人の割合」を成果指標としております。令和2年度の結果は、令和元年度の14%に対し、11.3%と、19.3%下降する結果となりました。</p> <p>e-モニターアンケートでの、市のDV相談窓口の認知度を問う設問では、74.5%の方が「相談窓口を知っている、聞いたことがある」と回答しております。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターの、窓口情報は加害者には知らせず、しかしDV</p>

被害者には確実に届けたいという特殊性から、引き続き相談窓口の周知を工夫するとともに、相談者の方には、「勇気を出して相談して良かった」と感じていただけるような、相談体制の充実を目指してまいります。

3 実効性のある自立支援の充実では、「市のDVに関する支援が充実していると思う人の割合」を成果指標としております。令和2年度の結果は、令和元年度の13%に対し、10.2%と、21.5%下降する結果となりました。

この設問では、「そう思わない」との回答が17%であったのに対し、「わからない」との回答が72.8%でありました。支援の充実度に関しましては、実際に支援を受けた被害者でないと、答えられない部分もある設問であると認識したところでございます。よって、設定した目標のように、年度ごとに結果が上昇していくことが、必ずしも良い状況であるとは言い難い項目となります。

e モニターアンケートでの、DV被害の当事者であるかを問う設問では、17%の方が「1、2度、あるいは何度もDV被害に遭っている」と回答しております。この17%の方が、躊躇することなく支援を活用し、早期に自立できるよう、きめ細やかな支援を継続するとともに、次期計画における成果指標及び目標設定の見直しについて検討してまいります。

4 DV根絶の推進体制では、「DV根絶推進のための関係機関・関係部署相互の緊密な連携が図られていると思う人の割合」を成果指標としております。令和2年度の結果は、令和元年度の13%に対し、10%と、23.1%下降する結果となりました。

DV被害者が避難に至る経緯では、外部機関である警察やシェルター、児童相談所のほか、市役所内の子どもや生活保護の関係部署など、男女共同参画センターの相談窓口だけではなく、様々な機関、部署との連携が必須となります。

この設問につきましても、「そう思わない」との回答が18.3%であったのに対し、「わからない」との回答が71.8%でありました。やはり、実際に避難支援を受けた被害者でないと、答えられない部分もある設問であると認識いたしました。先ほどと同様、年度ごとに結果が上昇していくことが、必ずしも良い状況であるとは言い難い項目となります。

DV被害者に配慮した切れ目のない支援を実施するため、関係機関、関係部署との共通認識のもと、緊密に連携を図り、市民の方やDV被害者に期待していただけるような、寄り添った体制づくりを目指すとともに、次期計画における成果指標及び目標設定の見直しについて検討してまいります。

9 ページをお願いいたします。

9 ページ以降につきましては、個別の事業報告書となっております、記載方法については、「第7次実施計画」と同様となります。

ここでも、重点事業と新規事業を中心に、個々の進行管理事業についてご説明させていただきます。

1 相談窓口の周知活動です。

この事業は、DV相談窓口の案内カード等を市の窓口配布するなどして、相談窓口の周知を図るものです。また、4ヶ国語に対応した案内カード等を配布す

ることで、併せて外国人への周知も行います。

市役所本庁舎の建て替えや、新規の配布箇所の開拓により、配布箇所数につきましては、目標値の達成に至りました。

また、案内カードには2次元コードを印刷し、市公式Webサイトの相談窓口案内ページにリンクさせるなどの工夫を行ったほか、在住外国人の国籍別人口動態調査により、新たにベトナム語表記への対応を完了いたしました。

相談窓口の情報が、増加傾向にある外国人を含めたDV被害者に確実に届くよう、今後も庁外施設を含め、カードやチラシの配布場所の拡大をはかってまいります。

2DV根絶強化月間における啓発活動です。

この事業は、毎年11月をDV根絶強化月間として、様々な世代に対しDV防止の啓発活動を行うものです。

令和2年11月の強化月間中には、DV防止講座として「傷ついた心のケア講座」を、また、DV予防啓発セミナーとして「アンガーマネジメント講座」をそれぞれ実施したほか、各種媒体による広報活動を行いました。

強化月間以外にも、好評であった「アンガーマネジメント講座」の第2弾を実施いたしました。

今後は、子育て世代やシニア世代、また、DV加害者の気づきにつながるような啓発方法について工夫をしております。

10ページをお願いします。

4学校におけるデートDV、ストーカーの予防啓発です。

資料に不備がございまして、事業名の欄に、「新規事業」の記載がございしますが、本事業は、第6次実施計画における新規事業であり、今計画では継続事業となります。資料の不備につきまして、お詫びして訂正申し上げます。

令和2年度の本事業では、市内15校の高校1年生を対象に、デートDVのリーフレットを配布いたしました。特に、教職員がデートDVについて正しく理解し、生徒に対して適切な対応が取れるよう、今後も継続して啓発を実施してまいります。

12ページをお願いします。

8支援体制強化のための相談経過記録の作成です。

この事業は、相談のあった個々のケースに対する、対応等の経過記録を原則当日中に作成し、相談員と職員が被害者の情報と支援方法を共有することで、支援体制の強化をはかるものです。

令和2年度は、匿名相談以外の、個人を特定して相談をお受けした、新規相談者344名分の経過記録を新たに作成し、情報共有を図りながら個々の状況に応じた適切な対応を取ってまいりました。引き続き、情報把握のしやすい相談経過記録となるよう、相談員とともに研鑽に努めてまいります。

13ページをお願いいたします。

10相談員ケース検討会議の実施です。

この事業は、特に支援が困難であったり、危険度の高い相談者について、相談

員と職員が定期的に情報共有を行い、状況に応じた支援方法を検討することで、相談体制の強化につなげることを目的としたものです。

令和2年度は、週1回の開催を目指しておりましたが、職員のテレワーク等により、担当全体での会議開催回数は目標値に至りませんでした。しかしながら、担当者間での情報共有やケース検討は都度、実施したところです。

今後も週1回程度の開催を目指し、相談体制の強化を図ってまいります。

14 ページをお願いします。

12 緊急一時保護の実施です。

この事業は、現に危険度が高く、緊急性のあるケースについて、婦人相談所と連携し一時保護を実施するものです。令和2年度は市川市全体で9件の一時保護対応があったうち、市の対応したケースは6件でした。

全体の9件のうち、現時点におきましても、暴力発生地、主に自宅ですが、そちらへは戻らずに、避難を継続、あるいは転居等により生活再建に至ったケースは4件となっております。すなわち一時保護に至ったケースのうち半数は、加害者の元に戻る選択をされているということになります。

DV被害者が、DVによる身体的、精神的ダメージを受けている中、緊急一時保護により生活環境が一変するストレスを抱える状況下において、シェルターへの避難時と避難後における負担や不安を少しでも軽減できるような支援を検討するとともに、シェルター側の担当者とも連携して、当該被害者が先を見通した適切な判断ができるよう、一時保護後におきましても寄り添った支援を継続してまいります。

15 ページをお願いします。

14DV相談担当職員の相談対応力の向上のための研修の実施です。

この事業は、相談員や担当職員の相談対応力の向上を目的に、第4次DV防止実施計画より、新規事業として取り入れたものです。

DVに関する相談では、家庭内の他の問題とも複雑に絡み合う事例が多く、困難な対応を求められる相談も少なくありません。これまで、事業No. 13にて、内閣府や千葉県が主催する研修等の活用にとどまっておりましたが、相談対応のさらなる充実を目指し、令和2年度より、男女共同参画センターに外部講師を招き、独自の研修を実施することといたしました。

相談を受ける側が「ジャッジをしてはいけない」ということを徹底的に叩き込まれる研修内容であり、受講した相談員と担当職員の意識改革に繋がる貴重な研修となりました。

受講を継続することで、相談対応力に厚みが増し、相談室全体の底上げにつながると感じたことから、同研修の継続開催を目指してまいります。

16 ページをお願いします。

15 生活再建に必要なDV相談証明書の発行です。

令和2年度当初に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、「特別定額給付金事業」が実施されましたが、住民基本台帳に紐づいて申請書が送付される仕組みであったため、住民票を移さずに避難をしているDV被害者が、給付

	<p>金を申請できないという問題が発生いたしました。</p> <p>そこで、配偶者からの暴力を理由に避難をしていることの申出を行うことで、給付金の受け取りが可能となり、その申出の際に、本事業の「DV相談証明書」の添付が求められておりました。</p> <p>よって、令和2年度につきましては、例年よりも発行件数が多い状況となっております。</p> <p>DV被害者の生活再建において、住所不一致による手続きの困難さを解消するための手段として、あるいは、加害者による住民票等の閲覧を制限することで安全確保を図るための手段として、この「DV相談証明書」は活用されております。今後も、相談者の要請に応じ、迅速な発行手続きを行ってまいります。</p> <p>20 ページをお願いいたします。</p> <p>24 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施です。</p> <p>この事業は、DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関、関係部署で構成される最上位のネットワーク会議で、情報の共有と連携強化を目的に開催するものです。</p> <p>令和2年度は、緊急事態宣言の発出を受け、例年、集合形式にて開催しておりましたが、書面形式での開催といたしました。</p> <p>関係機関、関係部署が実際に集まり、顔の見える会議を開催することの意義を再確認することとなり、今年度につきましては、各機関、部署の協力の元、先週7月6日に、集合形式での開催が叶い、令和2年度の各暴力の実績報告と事例検討が行われところです。</p> <p>今後も、できる限り集合形式での会議開催を目指し、それぞれの現場での暴力支援において、有益な情報交換を行ってまいります。</p> <p>22 ページをお願いします。</p> <p>28DVと児童虐待の関連に関する認知度を高めるための協働・連携です。</p> <p>DVと児童虐待には非常に密接な関わりがあること、また、いずれの件数も近年、増加傾向にあることなどから、第4次DV防止実施計画における、重点事業、並びに新規事業として取り入れたものです。</p> <p>令和2年度は、こども家庭支援課主催の「児童虐待防止事業オンライン講座」の開催にあたり、動画撮影、動画編集等の協力を行いました。</p> <p>双方の円滑な支援を行う観点からも、DVと児童虐待を切り離すことはできないとの共通認識のもと、児童虐待関連部署との連携した取り組みを、今後も継続してまいります。</p> <p>報告は以上となります。</p>
大沼会長	<p>事務局からの報告は終わりました。</p> <p>ご意見、ございましたらお願いします。</p> <p>松本委員、お願いいたします。</p>
松本委員	<p>相談されたケースの振り返りを含めていただいたり、子育て支援ともシステムで連携が図れるようになっていたり、前回に比べ前進している箇所があると思います。大変だと思いますが、是非このまま進めていただければと思います。</p>

	<p>今年オンライン開催にすることで受講者が増えた面もあるかと思ひます。私はどちらかというとなんライン受講には足の遠のくタイプですが、逆にオンラインで開催いただけただからこそ受講できた方もいらっしやると思ひます。特に行徳エリアでここまで来るのに電車乗り換えで来なくてはならなかつたり、大変であったことが足の遠のく原因であったところが、オンラインで繋がりやすくなつたことがあるかと思ひますので、是非、オンラインでの市民との繋がりというのをこれから模索していただけたらと思ひます。</p> <p>センターの利用状況の向上のところ、先日江東区のボランティアの際に、江東区の女性や若者向けの就労支援で、オンライン就労面接スペースを作りましたというチラシを見て、良いなと思ひ持ってきました。オンライン面接について、市川市でも体制を整えていただけるようであれば、スマートフォンはあるがパソコンはないとか、自身でオンライン面接の設定ができないとか、そういった方が就職するチャンスを掴める機会が増えると思ひます。貧困対策にもなるかと思ひます。もし余力があれば結構です。すぐにできると思へませんし、時間をかけていただいて良いので、ご検討いただければと思ひます。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>コロナ禍でオンラインにより受講の可能性が増えるというのは、大学の授業でも言われております。</p> <p>事務局から何かございますか。</p>
稲垣主幹	<p>いただきましたご意見を参考にさせていただきたいと思ひます。</p>
大沼会長	<p>他にご意見のある方はいらっしやいますか。</p>
谷内委員	<p>昨年度はコロナの影響もあり、相談件数も増えているとお聞きしておりますが、8ページの「基本目標ごとのまとめ」の中で、指標に対する調査結果が全体的に低下しているところが気になります。この理由をどのように分析されているのかお聞きしたいと思ひます。</p>
大沼会長	<p>事務局からご説明をお願いします。</p>
東副主幹	<p>ありがとうございます。</p> <p>さきほど課長からも説明があつたのですが、成果指標に対して「そう思う」という回答よりも、「わからない」という回答が非常に多くて、成果指標が分かりづらいのかと認識したところ、です。</p> <p>次期計画を来年に策定していく中では、分かり易い成果指標というあたりも意識しながら策定をしていきたいと思っております。</p>
佐々木委員	<p>資料2のDVだけではなく、全体に関わる場所ですが、私は学校現場ですので、一般的な国民、市民という立場では勉強不足な点もごひます。学校現場からのお話ですが、まず、学校は男性の先生も女性の先生もまったく勤務内容は同じです。同じ立場で、同じ内容で、同じ苦勞をされている。学年主任や「〇〇主任」というリーダーは、資質を見極めて、女性にも積極的に任せています。教育委員会の皆様とも連携を取っております。人事評価も行っておりますので、その中で見極めて積極的に女性の先生にも、次のキャリアステージを考えて仕事を進めていくようにという話もさせていただいております。その中で、やはり女性は</p>

	<p>子育てがあつたり、家に帰ってからやるのが男性より多い場合がありますので、そこで二の足を踏んでしまうということも現実です。ただ、先生方の生徒に対応している成果も日々出ておりますので、その中で達成感、肯定感を感じるように方向立てております。数年前より女性が積極的に管理職を目指そうとしている傾向はあります。</p> <p>さきほどよりDVに関する議論がありますが、学校現場としても対応せざるを得ないことでもあります。これについては迅速に関係機関と連携を取れるように心がけています。</p> <p>それらに関連付けると、DV根絶自体は、多岐に渡る機関で解決をしていかななくてはならないことです。ここで主として審議するのかということについては、西依委員が仰られたように、優先順位としてはどうかと思うところもありますが、女性もいきいきと達成感や肯定感を持って働いていける社会にしていけないことの副反応としては、DVも大きな問題として出てくるのではないかと考えます。DV被害に遭った女性も、いきいきと働ける職場を作っていかななくてはならないということ、またはその方たちが管理職になっても働きやすい日本にしていかななくてはならないということ、そういったことと関連付けますと、やはりDVについても主要課題になっていくのかなと。DVの根絶自体はここでというよりも、いろいろな機関がありますので。ただ、DVは副反応として取り上げてても良いのかと思います。</p> <p>中学校現場では女性管理職は現時点では多くはないです。これからももっと推進していかななくてはならないと自分自身でも思うところです。本校は大規模校ですので2人の教頭がおりますが、1人は女性です。校長の仲間で話をするのは、女性管理職を育てることは皆積極的に頑張っているということ。このように学校現場でも考えております。</p> <p>そしてDVに関連付けたお話ともやはり繋がっているのかなと。先ほどからお話を聞いていて、確かに繋がっているかなと思いました。</p>
大沼会長	<p>佐々木委員、ありがとうございました。</p> <p>貴重なお話から、本審議会とDVとの繋がりを分かり易くお話いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>他にご意見がありましたらお願いします。</p>
西依委員	<p>審議会での女性委員の比率が低いということで改善を出させる。世の中一般、改善計画というのはあまり信用できない。「いつまでにどうする」ということにコミットして迫らないと、結局また何も変わらない、という悪い予感がしますがいかがでしょうか。</p>
大沼会長	<p>事務局からご説明をいただきます。</p>
佐々木課長	<p>仰るとおりだと思います。審議会の業務や内容によっては、男性主体になってしまうということがあるようです。それぞれの審議会を所管する事務局と審議会との関係性もあります。審議会によっては改善に時間のかかる審議会もあると考えます。それに対して改善計画書で改善を求めても、委員の仰られたように進まないと思います。これまでは実施していなかったことですが、直接事務局に話を</p>

	しに行って本音の部分を書く、といったところから切り込んでいかないと解決には結びつかないという感触があります。実施していきたいと考えます。
大沼会長	ありがとうございます。 計画に留まらず、きめ細かく実施をしていただくということを伺えました。
西依委員	民間の会社でも一緒ですが、年齢を重ねた男性に特権化してしまっている。今仰られた行動ということが必要だと考えます。
大沼会長	西依委員、ありがとうございました。 他にございますか。
佐野委員	私も3月まで中学の校長をしておりました。学校の立場でのお話になります。今日初めて参加させていただきましたので、立ち位置が分からなかったのですが、ここで問題提起されたことを元に、今後各事業で対応されていくことになるのだと思います。そこに関しまして、是非、連携を密に持っていただきたいと思えます。先ほども学校現場のお話がありましたが、児童虐待は本当に身近な問題です。現場だけではどうにもならないので、頼りにしています。その連携の一角に男女共同参画が入っているのだと思います。あとはスピーディーに、確実に、というところも期待していますので、よろしくお願ひしたいと思っております。 それから全体を見させていただいて、学校でやれることはたくさんあると思えました。男女共同参画ということですが、広くは人権問題であるとなると、やはり、小中高大含めて教育の中でやっていくこともたくさんありますので、今日、参加させていただいた中で、持ち帰って、何かできればと思いました。 最後に、私は3年間ニューヨークにいましたが、アメリカは本当にざっくりで、まず履歴書に性別や年齢は書きません。書いてはいけません。それも含めて個性ということ。ニューヨークでは、男性同士、女性同士、肩を組んで歩いていますし、なんということはない。今日お話をうかがっていて、それが普通に思える、そういった感覚の方はまだまだ少ないのだなと。そういった問題意識も持ちましたので、そういった感覚の方をもっと増やしていくということも大事なのではないかと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。
大沼会長	ありがとうございました。
松本委員	前期では学校の先生からのお話はなかなか伺えませんでしたので、本当にありがとうございます。 外国人の特に女性に関して、私の普段の生活でのことですが、コインランドリーで外国人の女性がやってきて、「掃除のアルバイトは募集していませんか」と言われました。お仕事を探されていたのだと思います。普段外食をしていたお店では、外国人のアルバイトの方がたくさん働いていらっしやったのに、そのお店が撤退してしまって、そのあとに入った別の飲食店では日本人ばかりが働いていることもあって、ここで働いていた外国人の方はどこにいったのかと疑問に思いました。職探しで外国人ならではの困難さを抱えることも多いと思えます。そこも是非救い上げていただきたいと思えます。経済的な格差が治安や住環境の悪化に繋がりますので、そのサポートを是非行っていただきたいと思えます。 先日、東京都議会選挙で女性の議員が3分の1になりました。私自身は女性の

	<p>割り当て自体にはあまり積極的ではありません。能力がある人を育てた上で比率を上げていくことが大事であると思います。その割り当てをしなくても3分の1が女性であったのはすごいことだと思いました。市川市から一番近い江戸川区では、議員の枠5人のうち4人が女性の議員になりました。</p> <p>ウィズレターが図書館で配布されていたので、拝見させていただき良い内容であったと思います。普段困っていない人や子どものいない私くらいの世代の人は、図書館くらいが唯一繋がれる機関であると思うので、そこに置いていただけただことは良かったと思います。</p>
大沼会長	<p>松本委員、ありがとうございました。</p> <p>情報収集に図書館利用ということと、外国人の方に対する就労支援を審議会で取り上げたいというご意見でした。</p> <p>他にご意見はありますか。</p>
藏委員	<p>さきほどのご意見をうかがって、外国人は家庭内暴力が発生しても、なかなか離れない。大きな理由は経済的な理由です。私たちが外国から日本に来たとき、必ず行かなければならない窓口は外国人登録です。そこで日本語がどのくらい話せるかチェックができます。カナダでは、外国人は必ず何級の英語あるいはフランス語がないと、住む条件として許可しない、更新しない。日本ではこういった法律がありません。言葉が話せないと仕事はできません。特に危険な仕事などは命にかかわりますので、言葉ができないと就労に繋がらない。まず窓口で日本語能力をチェックして、それに応じて日本語を勉強する場所を確保する、ここからスタートして就職に繋がる。就職できて初めて自立に繋がります。外国人登録の窓口にもう少し力を入れてチェックしていただけたら良いと思います。</p>
大沼会長	<p>藏委員、ありがとうございました。</p> <p>他にご意見はありますか。</p> <p>それでは今日いただきましたご意見のあったところを修正、調整し、皆様に確認いただいたのち、公表するというところでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	【了承】
大沼会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして議題の3に移ります。「次期実施計画の策定に向けて」です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
東副主幹	<p>多様性社会推進課の東です。それでは、着座にてご説明させていただきます。</p> <p>現在、市川市男女共同参画基本計画の第7次実施計画および、第4次DV防止実施計画の2年度目が進行中であります。来年度には本実施計画の最終年度を迎え、同時に次期実施計画の策定作業に入ることとなります。</p> <p>つきましては、来年度の策定作業がスムーズに進められるよう、また次期実施計画に委員の皆様のご意見をより良い形で反映させられるよう、今年度の審議会をとおしまして、皆様からのご意見を頂戴したいと思っております。</p> <p>はじめに、資料1、第7次実施計画令和2年度年次報告書の8ページをご覧ください</p>

ただけますでしょうか。

先ほど、議題1の年次報告で課長よりご説明をさせていただきましたが、改めて、実施計画の成果を検証し、次期実施計画策定に向けてのヒントを見つけてまいりたいと思います。なお、一部説明が重複いたしますが、ご了承ください。

現状値と比べ、令和2年度の結果が下回った項目は、まず主要課題1でございます。成果指標の、「市の政策や社会のあらゆる分野において『男女共同参画が進んでいる』と思う人の割合」が、現状値より1%減少しております。

続きまして、9ページから12ページの、主要課題1に対応している各事業の実施状況を見ていただきますと、事業No.4の研修の実施回数、事業No.5および7の情報発信の回数のように、多様性社会推進課が主導している事業につきましては、概ね目標を達成している一方、達成できていない事業というのは、事業No.1の女性委員割合、事業No.2の女性管理職割合、事業No.3の閲覧回数、事業No.6の利用団体数、というように、指標が相手方の行動にゆだねられている事業となっております。当課の働きかけにより、相手方が行動を起こして初めて、目標値が達成される仕組みとなるため、ターゲットに対するより強い働きかけ、あるいは、ターゲットを的確に絞った事業展開の必要性があると考えます。

次に、8ページを再度ご覧ください。現状値と比べ、令和2年度の結果が下回った項目の2つめは、主要課題7でございます。成果指標の、「市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合」が、現状値より7.7%減少しております。

この主要課題7の成果指標につきましては、前実施計画におきましても、同様の成果指標を採用しておりました。その際も目標値の達成にこそ至っておりませんでした。すべての年度で60%を超える結果となっていたことから、今回、60%を大きく下回ったことは、事務局といたしましても、大変ショックな結果となっております。

全ての主要課題に共通して、この令和2年度の結果につきましては、今年の2月に実施をしたeモニターアンケートの結果を採用しております。1都3県に、2度目の緊急事態宣言が発出されていた最中であり、これまでの日常生活に大きな変化を余儀なくされ、窮屈で先の見えない、私たち日本人にとりましても大変不安な時期でもございました。そういった時世の表れが、特にこの主要改題7の成果指標に対しては、如実に結果として出ているのではないかと捉えているところです。

しかし、感染状況は依然、厳しい状況が継続しており、今週頭には、隣接する東京都に緊急事態宣言が再発出されるなど、先行きの見通せない状況が継続しております。今回のeモニターアンケートの結果を重く受け止めると共に、21ページでございます、重点事業として位置付けました事業No.26におきまして、このコロナ禍で、より厳しい状況に置かれている、外国人を含む女性に対する相談支援を、より一層充実させてまいります。

また、主要課題7での実施事業は、その大部分が国際政策の部署による、関連

事業により推進されていることから、当該部署との情報共有、連携により、事業展開を図ってまいります。

続きまして、事前に送付いたしました資料のうち、A3 の用紙で「令和 3 年度男女共同参画センター講座事業実施計画」をお願いできますでしょうか。

主要課題のそれぞれの目標達成に向け、男女共同参画センターで今年度実施する講座等の事業計画になります。

現段階での実施状況ですが、まず主催事業の 1、講座名は「ウィズカレッジ 21」でございます。「夫婦のトリセツ」といたしまして、株式会社感性リサーチの代表取締役で、人工知能研究者の黒川伊保子先生を講師にお招きし、男と女はなぜ分かり合えないのか、という謎を、人工知能研究の立場から「男女のミゾ」を解剖し、夫婦円満の秘訣をご紹介いただく講座となっております。本講座は、Y o u T u b e の市公式チャンネルで今月末より公開される予定で受講者を募集のところ、82 名という多数の応募をいただきました。毎年 6 月 23 日から 29 日の男女共同参画週間に合わせ開催する講座ですが、男女共同参画センターの中核事業でもあり、市川市男女共同参画基本計画の主要課題全般に通ずる講座となっておりますので、来年度以降につきましても、引き続き世代を問わず参加していただけるような内容で講座を継続してまいりたいと考えます。

続きまして、主催事業の 7、講座名は「就労支援セミナー」です。「ステップアップセミナー」といたしまして、これからの社会参加や復職を目指す女性を対象に、パソコン操作の基礎を学ぶための、全 3 回の Z o o m 講座を、5 月から 6 月にかけて開催いたしました。20 名程度の募集に対し、30 名を超える応募があり、受講いただけない応募者がいたことから、第 2 弾の講座を 11 月に開催する予定でおります。就労支援セミナー自体は平成 25 年度より開催しており、当初は座学やワーク等の形式で実施しておりましたが、平成 29 年度よりパソコン操作に関する内容にシフトし、以降、毎回、好評をいただいている人気の講座となっております。今年度は、現在のコロナ禍に即し、在宅ワークのための基礎を学ぶ内容で開催をいたしました。パソコン操作の習得をきっかけとした、女性の自立支援、活躍推進を目指すところに、本事業の大きな目的があることから、市川市男女共同参画基本計画の主要課題のうち、「あらゆる分野への男女共同参画の促進」や「ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現」、また「男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実」等の分野に通じた事業となっております。まずは、11 月に開催を計画している第 2 弾の講座を確実に実施し、次年度以降も継続した開催を目指してまいります。

続きまして、主催事業の 10、講座名は「L G B T Q 講座」です。「当事者と共に考える性の多様性」といたしまして、当事者団体である It' s me Ichikawa のメンバーを講師にお招きし、実施月の欄が空欄となっておりますが、6 月 19 日の土曜日に、こちらはオンラインではなく、集合形式にて講座を開催いたしました。今年の 3 月 27 日に同じく集合形式にて、同講座を開催し、その際の参加者は 11 名でしたが、今回 17 名にご参加いただき、当該テーマに対しまして、興味関心を持たれる方が少しずつ増加しているように感じたところです。

講座は、DVD視聴による基礎知識に関する座学と、グループトークで構成され、性的少数者とは、L、G、B、T、Qにカテゴライズされる、5種類の特別な人たちのことではなく、性はグラデーションで存在しており、人間の数だけ性の在り方があって、あなた自身も多様性の一部である、というメッセージが、多くの参加者に響いたようでありました。また、当該テーマについて、他人事ではなく、自分事として捉えるきっかけになったとの感想が多く寄せられたところです。

本事業は、第7次実施計画策定時の審議会委員の皆様にご賛同をいただき、重点事業並びに新規事業として、位置付けをしております。また、「多様性」や「人権」といった大きな枠組みで捉えることのできる、重要な課題でもあることから、講座の開催や、啓発紙の発行等、事業を継続していくことで、市民に対する意識啓発を着実に行ってまいりたいと考えます。

その他、講座事業に関しましては、新型コロナウイルスの発生以降、人が集まることを制限される状況下におきまして、従来の集合型のみが、講座の開催手段であった当初、やむを得ず中止の決定をした講座が複数ございました。その後、講座の実施方法について検討を重ね、また、講師を務めて下さる先生のご協力もあり、Z o o m開催やY o u T u b e配信といった、非対面にて実施できる方法を確立させてまいりました。

受講希望者がインターネット環境にあること、という絶対条件が発生しますが、感染のリスクが無いというところに大きなメリットがございます。また、場所と、それから、リアルタイムでのZ o o m開催以外では、時間にも制限が発生しないため、受講のハードルが下がり、さらに、開催場所のキャパシティによる人数制限が無いことから、より多くの受講者に参加していただけるようになりました。

今後も、講座開催の目的や対象者に応じた効果的な開催方法で、講座事業の推進を図ってまいります。

続きまして、資料2、第4次DV防止実施計画令和2年度年次報告書の3ページをご覧ください。DV防止実施計画につきましては、基本理念であります「DVの根絶」を念頭に、基本目標と取組の方向に従った現在の事業を、今後も確実に遂行していくことを基本としてまいりたいと考えますが、コロナ禍におけるDV被害の変化という視点を、取り入れていかななくてはならないと考えております。

ここで、男女共同参画センターにおける、昨年度のDV相談の状況につきまして、少しご説明をさせていただきます。令和2年度に男女共同参画センターの相談室に寄せられたDV相談は1,015件ございました。令和元年度の823件から約1.2倍の増加となっております。長期的には、平成25年度に相談件数のピークを迎えて以降、しばらく減少傾向にありましたが、令和2年度は、平成28年度以来の1,000件越えとなりました。相談の内訳といたしましては、「心理的暴力」が最も多く、次いで「身体的暴力」「経済的暴力」の順となっております。また、令和元年度と令和2年度を比較いたしますと、「性的暴力」に関する相談が1.9倍、

	<p>「経済的暴力」に関する相談が1.8倍と、このふたつの暴力に関する訴えの伸び率が突出していることが大きな特徴と言えます。</p> <p>その要因といたしましては、やはり「コロナ禍」ということが大きく影響しているものと推測されます。在宅勤務やステイホームが求められ、パートナーと生活を共にする時間が増えたことにより、新たなDVに発展したケースや、DV避難に至らないまでも、当事者間の関係性が悪化し、相談に至ったケースなど、そのような相談案件が少なからず発生しております。</p> <p>また、昨年度寄せられた相談の特徴のひとつは、せっかく相談の電話をかけてきたにも関わらず、話の途中で急に電話を切られてしまう、という案件が少なくなかったことです。おそらく、別室にいた加害者が部屋から出てきたことや、外出していた加害者が予期せず帰宅したことなどが原因として考えられます。わたしたちが危惧するのは、加害者がすぐ近くにいる状況下で、相談の電話さえかけることができない、ですとか、加害者が在宅しているために外出することができず、予約した面接相談に行くことができない、というように、「相談したくてもできない状況」に置かれている被害者の存在です。</p> <p>このほかにも、現に発生しているであろうコロナ禍による影響について、情報収集をするとともに、次期計画に、その対応策について、盛り込んでまいりたいと考えている次第です。</p> <p>男女共同参画の推進やDV相談の現状について簡単にご説明をさせていただきました。委員の皆様には、次期、実施計画の策定に向けてのご意見を、様々な角度から頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
大沼会長	<p>来年度に策定する、市川市男女共同参画基本計画の、第8次実施計画と第5次DV防止実施計画について、審議会からの意見を伺いたい、という事務局からのご提案です。</p> <p>委員の皆様からご意見はございますか。</p>
松本委員	<p>DVに関する相談の窓口が充実しているか、や、相談に乗ってもらった際の満足度が下がってしまったのですが、DVに関係ない目線からの発言になりますが、コロナが日本に来た時に、市川市全体の対応は割と早かったイメージがあります。学校の休校、公民館や図書館の閉館、経済的に困窮した方への給付金や住民税の一部返還等があったのに対して、DVの窓口の周知という意味では少し遅かったかなというのが、市民目線で感じたところです。</p> <p>今急に電話を切られてしまったというお話がありましたが、可能であればメール相談だったり、LINEからいくつかステップをたどっていくと、チャット形式で相談できるようなところを増やしていただければ、電話では聞かれないけれども、文章で送るところで相談窓口と繋がれるところが増えてくると思います。体制を整えるのには時間がかかると思いますが、是非ご検討いただければと思います。</p>
大沼委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見はございますか。</p>
谷内委員	<p>まず男女の計画の13ページ、10番、新規の情報の発信ですが、SNSでの発信と</p>

	<p>いうのも増やしていったら良いのではないかと思います。</p> <p>DVのほうは、今ご発言がありました、時間帯など相談体制について見直していかなければいけない時期にきているのかとも思います。</p>
大沼委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>2点のご提案でした。</p>
藏委員	<p>資料2の15ページ、14番ではどのような研修をされたのか分かりませんが、千葉県は2019年度から、横浜のDV加害者支援グループの理事長を毎年招いて研修をやっています。2日間です。その方は私がボランティアをしているところの理事で、被害者と加害者の現場で25年、ずっと加害者プログラム、被害者プログラムの両方をやっています。今テレワークの影響で、参加者が急増して、1週間に8クラスあります。1クラスは2時間から2時間半、参加者は20名から30名、参加期間は今までどおり1年間、52回です。市川でもその方を招いて研修をされたらいかがでしょうか。</p>
大沼委員	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>他にございますか。</p>
西依委員	<p>外国人からのモニタリングです。1、2年前に、外国人にどういったアンケートをするかといった打合せをされていたと思います。国際交流協会も使ってはつきりさせていったら良いと思います。またご相談させていただきたいと思います。</p>
大沼委員	<p>西依委員、貴重なご提案ありがとうございました。</p> <p>他にございますか。</p>
秋元委員	<p>資料2の8ページですが、DVに関する支援が充実していると思う人の割合、これに関しまして、被害者や支援を経験した人でないと答えられないということで、分からないという回答が7割以上であったということですが、今後実際に必要な支援などを振り返る際に、実際に支援を受けた人からの声がとても重要になるのではないかと思います。そういった方たちの意見や要望を拾って、数値的に表示するという事は可能でしょうか。</p>
大沼委員	<p>事務局からお願いします。</p>
東副主幹	<p>ありがとうございます。</p> <p>相談を1回のみで終わられてしまうという方もいらして、どのタイミングでアンケートを取るのかということもあるのですが、いただいた貴重なご意見を参考にさせていただきたいと思います。</p>
大沼委員	<p>その他、ご意見はございますか。</p>
門倉委員	<p>植草部長や先生からのお話にもありましたが、女性が仕事を続けるということが、この時代にあっても非常に厳しいということです。市川市男女共同参画基本条例の中で、男性、女性と性別による役割分担を認める箇所がいくつか見られるので、条例見直しということを考えていただきたいということ。それから、市川市男女共同参画基本計画が非常に長いスパンのものです。他の市と比べてみても古い。国などが先に進んでいることで、ここに出てくる基本の項目との整合性が取れていない、このあたりの見直しも是非考えていただきたいと思います。</p>

大沼委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>市川市の条例および基本計画の見直しを、というご意見でした。他にございますか。</p> <p>多くのご意見ありがとうございました。</p> <p>それでは本日ご意見のあった内容をもとに、今年度2回目の審議会において、次期実施計画の内容について、さらに具体的な意見交換ができればと思います。</p> <p>会議録作成についてお知らせいたします。</p> <p>本日の会議録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様を確認をいただいた後に、ホームページ等で公表していく予定となっておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和3年度第1回市川市男女共同参画推進審議会の会議を終了いたします。傍聴人の皆様は退室願います。</p>
傍聴人	【退室】
稲垣主幹	<p>皆様、貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>事務局から事務連絡をさせていただきます。</p> <p>緊急案件がこの後無ければ、今年度の2回目の審議会は、年明けの令和4年1月頃に開催を予定しております。日程等、詳細につきましては改めてご連絡をさせていただきますので、引き続きのご出席のほど、よろしくお願いいたします。</p>
大沼会長	<p>それではこれをもちまして、令和3年度第1回市川市男女共同参画推進審議会を閉会といたします。おつかれさまでした。</p>

令和3年 9 月 2 日

市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 大沼良子